

# 食品衛生法改正により対応が必要なことがあります!!

- ✓食品衛生法が改正され、届出制度の創設により、**新たな手続きや対応が必要**になります。
- ✓本リーフレットにて、必要な手続き等をご確認ください。

## 対応①『食品衛生申請等システム』による届出

- 営業許可業種以外の営業は、原則として**すべてが対象**となります。  
ただし、次の営業については対象外です。

(届出対象外の営業)

- 食品又は添加物の輸入業 ●食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(冷凍冷蔵倉庫業を除く)
- 常温保存可能な容器包装済食品を販売する営業 ●器具又は容器包装の輸入業又は販売業
- 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装を製造する営業

- 届出は、厚生労働省の「**食品衛生申請等システム**」で行ってください。

【食品衛生申請等システム】<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



## 対応② HACCPによる衛生管理

### HACCP導入手順

#### ステップ 1 手引書の入手

#### ステップ 2 計画の策定

#### ステップ 3 実行と記録

#### ステップ 4 計画の見直し



**4ステップ**で  
導入完了です。

#### 手引書の入手

- 厚生労働省のHPからダウンロードできます。

HACCP 手引書 業種別

検索

※該当する手引書がない場合は、  
類似の業種の手引書を使用してください。

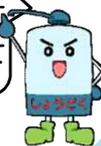


#### 衛生管理計画の策定

- 普段行っている衛生管理の注意すべき点（**作業方法**や**チェックの仕方**等）を文字ではっきりと示してまとめたものを作成しましょう。

④-2	手洗いの実施	いつ	トイレの後、調理施設に入る前、盛り付けの前、作業内容変更時、生肉や生魚などを扱った後、金銭にさわった後、清掃を行った後・その他（ ）
		どのように	日食協が推奨の基本の手洗い手順に従って2度洗いを行う
		問題があったとき	作業中に従業員が必要なタイミングで手を洗っていないことを確認した場合には、すぐに手洗いを行わせる

まずは、現在  
行っている  
ことを書いて  
みよう!



#### 実行と記録

- 衛生管理計画書に従い、定めた作業内容に応じて、日々きちんとできているか**チェック**し、**記録**を残しましょう。

分類	④-2 手洗いの実施	日々 チェック	特記事項
2日	良・否	花子	4/2昼前、A君がトイレの後に手を洗わず、作業に戻ったので、注意し手洗いさせた。
10日	良・否	花子	

問題があった  
時は「否」に  
○をつけ、**対  
処内容を記入**  
しよう!



#### 計画の見直し

- 定期的な**記録の確認**などを行い、同じような問題が発生している場合には、**対応を検討**し計画を見直しましょう。

# 対応③ 食品衛生責任者の設置

- 改正食品衛生法第51条の規定に基づき、**食品衛生責任者を設置する必要があります。**
- 食品衛生責任者とは、食品衛生に関する知識を持ち、営業者との連絡を密にして営業施設における衛生管理全般にあたる者です。

## ！！食品衛生責任者が未設置の場合！！

食品衛生法に違反します。速やかに**有資格者を配置**したり、**都道府県知事等が適正と認める講習会を受講**するなどの**対応**をしてください。

## ●食品衛生責任者になるための要件

次のいずれかの**資格を有する場合**、食品衛生責任者になることができます。

- 調理師 ■製菓衛生師 ■栄養士 ■船舶料理士
- と畜場の衛生管理責任者 ■と畜場の作業衛生責任者
- 食鳥処理衛生管理者 ■食品衛生監視員になれる資格を持っている者
- 都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

## ●都道府県知事等が認める講習会

鳥取県及び鳥取市は、**(一社)鳥取県食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会を適正と認めています。**

- 食品衛生責任者養成講習会は各地区で開催しています。  
詳しくは、(一社)鳥取県食品衛生協会の各支所へお問い合わせください。

### ■各支部の連絡先

鳥取食品衛生協会 ☎(0857)24-2936

倉吉食品衛生協会 ☎(0858)23-1529

米子食品衛生協会 ☎(0859)35-0708

### ■講習会日程

鳥取県 食品衛生責任者講習会

検索



## 問い合わせ先

- |              |                |                  |
|--------------|----------------|------------------|
| 鳥取市保健所 生活安全課 | ☎(0857)30-8552 | FAX(0857)20-3962 |
| 中部総合事務所生活安全課 | ☎(0858)23-3117 | FAX(0858)23-3266 |
| 西部総合事務所生活安全課 | ☎(0859)31-9321 | FAX(0859)31-9333 |
| 県庁 ぐらしの安心推進課 | ☎(0857)26-7284 | FAX(0857)26-8171 |